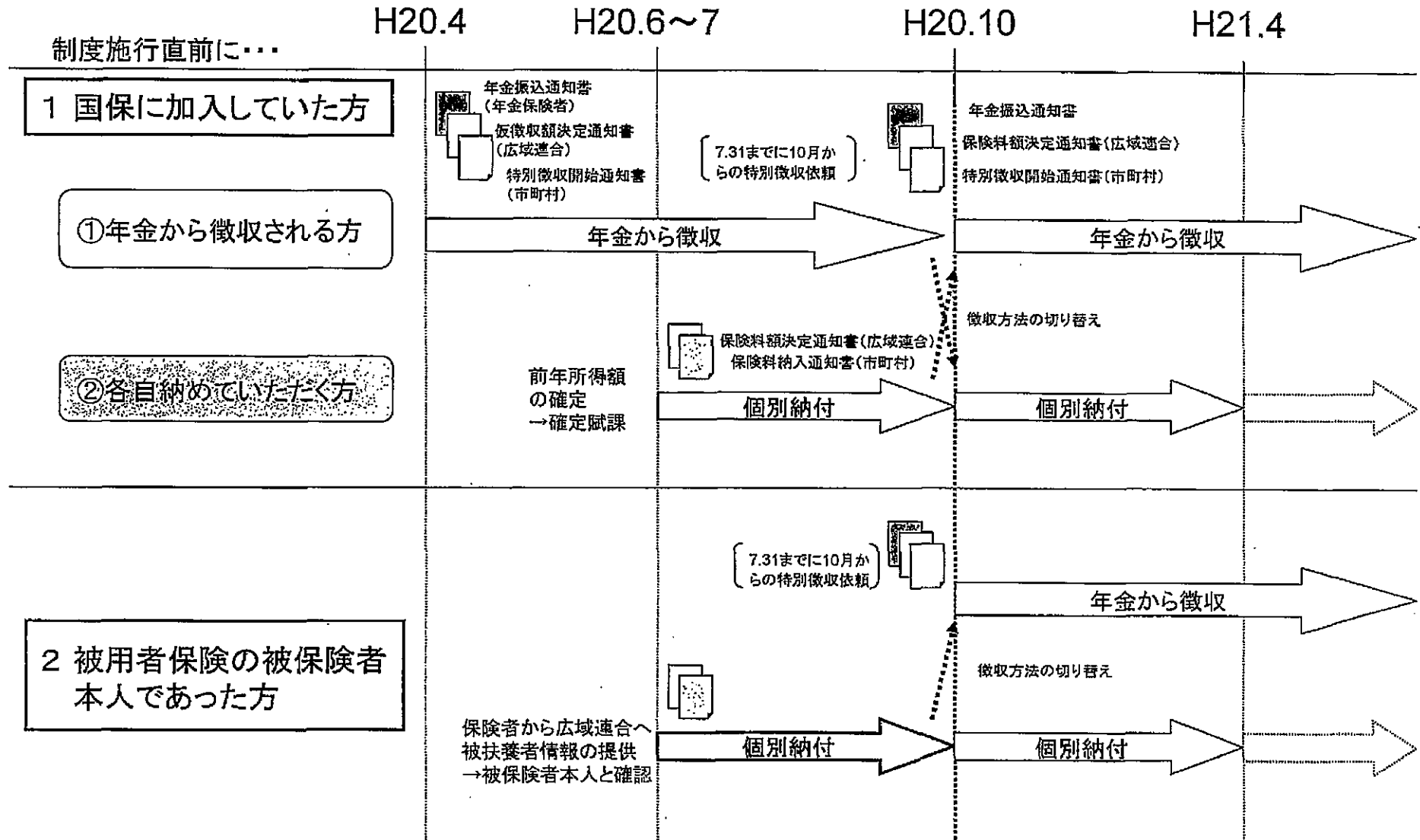


**後期高齢者医療の被保険者となる方
への周知事項について**

平成20年度における後期高齢者医療保険料の徴収について①

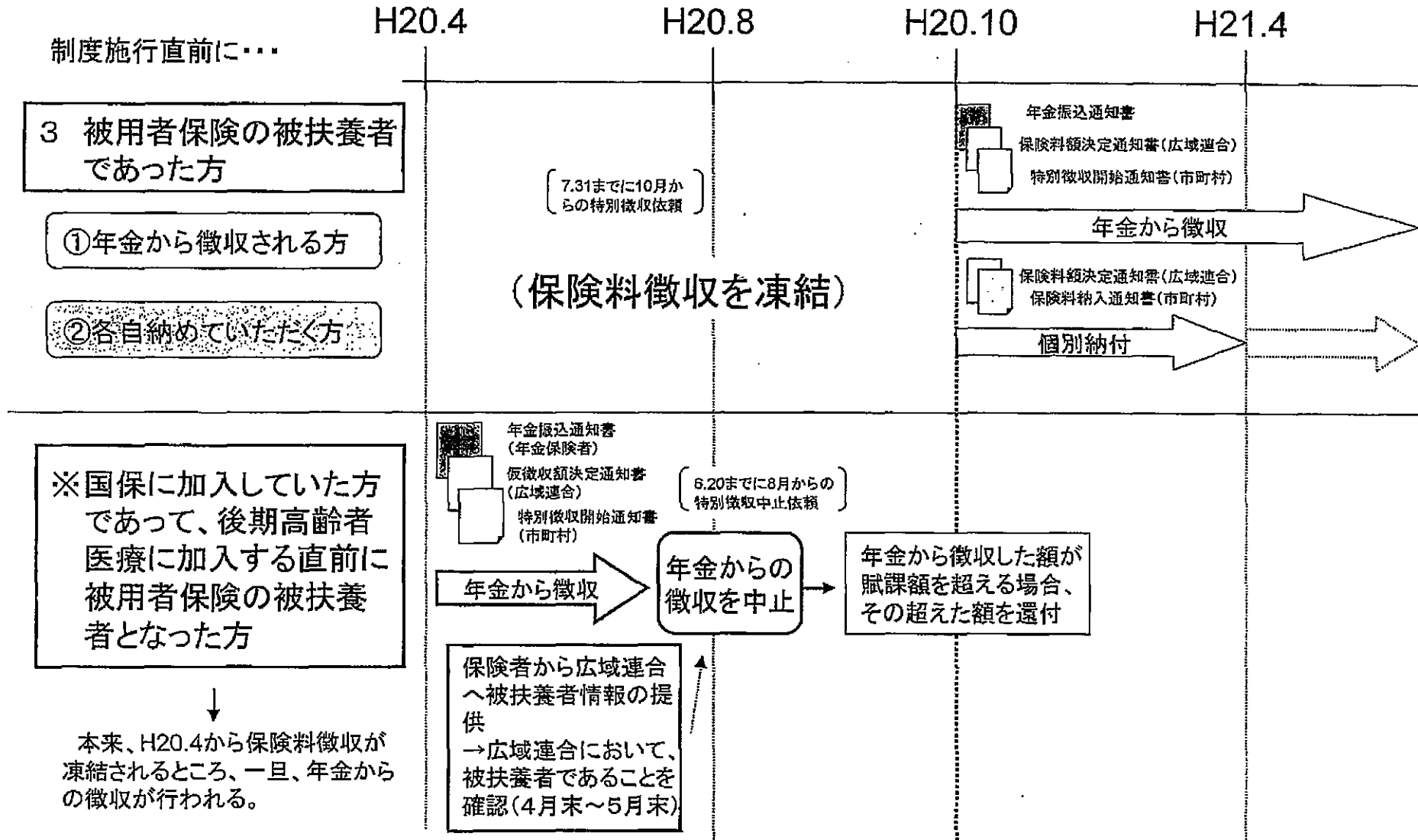
※「後期高齢者医療の被保険者となる方へのお知らせ(例)」で提示している内容を図解したものである。



(注) 年金保険者からの年金振込通知書は、年金額の改定時期に合わせて毎年6月上旬に通知される。ただし、特別徴収の開始の際には、開始される年金の振込月の
上旬に改めて通知される。

平成20年度における後期高齢者医療保険料の徴収について②

※「後期高齢者医療の被保険者となる方へのお知らせ(例)」で提示している内容を図解したものである。



(注) 年金保険者からの年金振込通知書は、年金額の改定時期に合わせて毎年6月上旬に通知される。ただし、特別徴収の開始の際には、開始される年金の振込月の月上旬に改めて通知される。

(別添2)

後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ(例)

1 保険料額の決定と徴収について

- 後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに、保険料を納めていただくこととなります。

保険料の額は、年度ごとに、その方の「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)」と、「被保険者の方に等しくご負担いただく部分(被保険者均等割)」の合計額として、後期高齢者医療制度の運営主体である「後期高齢者医療広域連合」が決定します。

- 保険料の額は、年金のほか、事業所得など他の所得があればそれも合算した所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。
- 保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期(偶数月)ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。これにより、被保険者の方が自ら、金融機関などに出向いて納付書等で保険料を支払っていただく必要はありません。
- 年金から保険料が徴収される方には、平成20年4月上旬に、次のような保険料に関する通知書が送られてきます。
 - ・ 広域連合から、保険料額が決定したことをお知らせする通知書(仮徴収額決定通知書)が送られます。
 - ・ 市町村から、特別徴収を開始することをお知らせする通知書(特別徴収開始通知書)が送られます。
 - ・ また、年金保険者から、年金の支払額に関する通知書(年金振込通知書)が送られますが、その中には、年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料額(支払回数割保険料額)が記載されています。
- 10月以降も年金からの徴収が行われる場合には、再度、〇月に、
 - ・ 広域連合から、保険料額が確定したことをお知らせする通知書(保険料額決定通知書)
 - ・ 市町村から、特別徴収を行うことをお知らせする通知書(特別徴収開始通知書)
 - ・ 年金保険者から、年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料

額を記載した、年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）が送られます。

（注）年金からの保険料徴収額は、広域連合及び市町村において計算したものであるため、徴収額に不明な点がある場合は、広域連合又は市町村へご連絡ください。

- ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われません。その場合には、〇月に、
 - ・ 広域連合から、保険料額が確定したことをお知らせする通知書（保険料額決定通知書）
 - ・ 市町村から、保険料の納付をお願いする通知書（保険料納入通知書）が送られます。被保険者の方には、納入通知書とともに送られる納付書や口座振替等の方法により、市町村に対して個別に保険料を納付していただくこととなります。
- 年度途中で後期高齢者医療制度に加入される方は、保険料が月割計算され、被保険者である期間に相当する保険料額が賦課されることとなります。

2 平成20年度（制度施行時）における被用者保険の被扶養者を対象とした特別措置の実施に伴う保険料徴収の取扱いについて

- 後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険（健康保険や共済組合）の被扶養者であった方については、制度加入から2年間、保険料を「被保険者均等割の半額」に軽減しますが、平成20年度においては、次の特別措置が講じられます。
 - ・ 平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結します。（保険料は徴収されません。）
 - ・ 平成20年10月から平成21年3月までは、保険料を9割軽減します。
- この特別措置に伴い、平成20年度の保険料徴収については、それぞれ次のような取扱いとなりますので、ご注意ください。

① 被用者保険の被扶養者であった方

- ・ 平成20年4月から9月までは、保険料は徴収されません。したがって、4月上旬には、保険料に関する通知書は送られません。

ただし、国民健康保険に加入されていた方で、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者となった方については、本来、平成20年4月から9月までは保険料は徴収されませんが、年金からの徴収に関する事務処理の都合により、平成20年4月から、保険料が徴収されることとなります。これらの方々には、被用者保険の被扶養者と確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきますので、ご了承ください。

- 平成20年10月から平成21年3月までは、被保険者均等割額を9割軽減した額が、原則として、年金から徴収されます。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

年金からの徴収が行われない方については、納付書や口座振替等により、市町村に対して個別に納付していただくこととなります。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。

② 被用者保険の被保険者本人であった方

- 後期高齢者医療制度の施行当初に制度に加入される方は、通常どおりの保険料額となりますが、被用者保険の被保険者本人と確認次第、保険料の徴収が開始されます。原則として、前年の所得額が確定する〇月からの保険料徴収となり、納付書や口座振替等により、市町村に対して個別に納付していただくこととなります。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。
- 平成20年10月からは、原則として、年金からの保険料徴収が開始されます。年金から徴収される方には、〇月に、再度、保険料に関する通知書（特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

③ 国民健康保険に加入されていた方

- 平成20年4月から、原則として、年金から保険料が徴収されます。年金から徴収される方には、4月上旬に、保険料に関する通知書（仮徴収額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

平成20年10月以降も年金から徴収される方には、〇月に、再度、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

- 年金から徴収されない方は、納付書や口座振替等により、市町村に対して

個別に納付していただくこととなりますが、原則として、平成20年4月からの徴収は行われず、前年の所得額が確定する〇月からの徴収となります。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。

(別添3)

65歳以上75歳未満で老人医療の対象となっている方々へのお知らせ(例)

1 被保険者資格について

- 現在、65歳以上75歳未満の方で市町村長の障害認定を受け、老人医療の対象となっている方は、4月からは、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の障害認定を受けた方とみなされ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

この場合、被用者保険に加入されている方は、勤め先を經由して被用者保険の保険者(社会保険事務所、健保組合、共済組合等)に対し、資格喪失の届出(被扶養者の方は被扶養者異動届)を行ってください。

- しかしながら、障害認定の申請を撤回する旨を3月31日までに市町村に申し出ることにより、4月1日以降は後期高齢者医療制度に加入せず、現行の国民健康保険又は被用者保険に引き続き加入することもできます。

この申し出は、3月31日をもって申請を撤回する旨を、3月31日以前のいつでも申し出ることが可能です。この場合、3月31日までは老人医療の対象となります。

- なお、被用者保険に加入されている方が、市町村に障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、これと同時に、勤め先を經由して被用者保険の保険者(社会保険事務所、健保組合、共済組合等)に対し、障害認定の申請を撤回する申し出を行った旨を届け出てください。

- また、後期高齢者医療制度に加入した後も、広域連合へ障害認定の申請の撤回を申し出ることができます。その場合には、この申し出を受けて広域連合が障害認定を取り消した日から、後期高齢者医療制度を脱退し、国民健康保険又は被用者保険に加入することになります。

2 保険料負担について

(1) 制度施行前に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方について

- 3月31日までに障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、4月以降も、引き続き、現行の国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、

保険料負担は生じません。)

- ただし、1月下旬から3月31日までの間に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、保険料徴収に関する事務処理上の都合により、原則として、4月に支払われる年金から後期高齢者医療の保険料の徴収が行われます。これらの方々については、6月の年金支払時には保険料の徴収は行われず、○月に、徴収された後期高齢者医療保険料を還付します。

一方、引き続き加入する国民健康保険又は被用者保険の保険料については、4月以降も、現行と同様に、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、保険料負担は生じません。)

くすべての65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者について特別徴収依頼を行わない場合のお知らせ(例) >

- 3月31日までに障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、4月以降も、引き続き、現行の国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、保険料負担は生じません。)

(2) 制度施行後に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方について

- 制度施行後に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方については、年金から後期高齢者医療の保険料の徴収が行われている場合には、原則として、保険料徴収に関する事務処理上の都合により、申し出をされてから2ヶ月程度経過した後に、年金からの後期高齢者医療の保険料の徴収が中止されます。なお、後期高齢者医療の保険料は、加入期間に応じて月割り計算され、徴収した保険料が、月割計算された保険料額を超える場合は、その超えた額を還付させていただきます。

また、納付書や口座振替等の方法により個別にお支払いいただいていた方については、原則として、障害認定の申請を撤回する申し出以後に到来する納付月からは、後期高齢者医療保険料を、お支払いいただく必要はありません。

- 障害認定の申請を撤回する申し出を受け、障害認定が取り消された日から、後期高齢者医療制度からは脱退し、それ以後、国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者となる方は、保険料負担は生じません。)

【参考】後期高齢者医療制度について

- 後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただきます。保険料は、お住まいの都道府県にある後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期（偶数月）ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。被用者保険の被扶養者であった方は、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、制度加入時から2年間は、保険料が「被保険者均等割の半額」に軽減されます。なお、平成20年度は、政府において、被用者保険の被扶養者であった方は、最初の半年間は保険料負担を凍結し、残りの半年間は9割軽減した額とする特別措置が講じられます。

また、医療機関での窓口負担は、現行と同様、1割負担（現役並みに所得のある方は3割負担）となり、所得に応じた月ごとの自己負担限度額が設けられます。

- 一方、65歳以上75歳未満の方で老人医療の対象となっている方が、障害認定の申請を撤回する申し出をして、後期高齢者医療制度に加入しない場合には、国民健康保険に加入している方及び被用者保険に加入する被保険者本人の方は、現行制度と同様に、保険料を負担していただきます。（国民健康保険に加入している方は、世帯主を通じて保険料を納付していただきます。）一方、被用者保険の被扶養者である方は、今までと同様に、保険料の負担がありません。

また、医療機関での窓口負担は、65歳以上70歳未満の方は3割負担、70歳以上75歳未満の方は2割負担（現役並みに所得のある方は3割）となり、所得に応じた月ごとの自己負担限度額が設けられています。なお、平成20年度には、政府において、70歳以上75歳未満の方は1割負担に据え置く特別措置が講じられます。